

知っているようで本当は知らないEtc. ～『月次申告』と『年度申告』

中国の企業経営に関して、主要となる税金は増値税や営業税、企業所得税、個人所得税といえます。これら主要税目は原則として毎月の申告や報告（以下、あわせて『月次申告』とします）が義務付けられており、さらに暦年が終了した後に1年分の申告（以下、『年度申告』とします）が義務付けられているものもあります。今回は、この『月次申告』と『年度申告』についてご説明します。

1. 月次申告

中国国内の企業は、増値税や営業税、企業所得税、個人所得税などの税金について納税の義務を負っており（※1）、これらの税金については、1ヶ月終了後、翌月の10日～15日程度を期限として申告と納税を行う必要があります（※2）。また、1ヶ月の財務報告書（月次損益計算書、及び月次貸借対照表）についても、あわせて税務局に送付する必要があります。

（※1）このうち、個人所得税については、個人の所得に対して課税される税金ですが、給与所得に対する課税の場合、給料の支払者である企業に対して源泉徴収を通じた納税が義務付けられています。

（※2）企業所得税については、取引が比較的小規模な企業の場合、税務局の認定により四半期に一度の申告が採用されることが一般的です。また、増値税については、納税額に応じて所轄の税務局長が決定する課税期間で申告しますが、一般的な納税額の場合には1ヶ月が適用されています。

2. 年度申告

企業所得税は月次申告によってその期間の所得に対する納税がなされますが、企業所得税の課税標準が1年間の所得であることから、その税額は1年が終了した後に行う年度申告（※3）によって確定します。したがって、企業所得税の場合、月次申告による納税は予定納税とされ、年度申告で確定する税額から、月次申告による予定納税額を控除した金額を納税（還付）することで納税が完結します。

給与所得に対する個人所得税は1ヶ月ごとに課税されることから、月次申告によって税額が確定し、納税は企業の源泉徴収を通じて行われます。給与所得の場合、この月次申告と源泉徴収を通じた納税に加えて、年間12万元以上の所得を有する個人については年度申告が義務付けられています（※4）。月次サイクルでの源泉徴収を通じた納税が給与支払者である企業の責任であるのに対して、年度申告は、個人に申告義務を負わせている点に大きな特徴があります。

（※3）企業所得税の年度申告は、翌年の5月31日までにを行うべきこととされています。

（※4）個人所得税の年度申告は、翌年の3月31日までにを行うべきこととされています。

■主な税金の月次申告と年度申告

増値税	(原則として) 月次申告	月次申告により確定	
営業税			
個人所得税			月次申告により確定 ただし、年間12万元以上の所得を有する個人については、年度申告の義務
企業所得税			年度申告により確定 ただし、月次(四半期等)申告により予定納税を行う